

街路灯への広告掲出に関する取扱基準

(一社) 川崎市商店街連合会

1 趣 旨

この基準は、商店街（会）が所有する街路灯（以下「街路灯」という。）の整備、維持管理に要する費用への充当を目的とし、街路灯への広告物の掲出について必要な基準を定めるものである。

2 広告物の形態

街路灯へ掲出できる広告物の形態は、バナー（旗、垂れ幕の意）広告に限るものとする。

3 設置場所・規格等

①バナー広告が掲出できる街路灯は、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分以外に立地する街路灯に限るものとする。

②バナー広告を設置する場合、路面からの高さは、車道の場合は4.5m以上、歩道の場合は2.5m以上を確保することとし、また突き出し幅は1m以内とする。

③1街路灯に掲出できるバナー広告は一対までとする。

4 掲出、掲載基準等

前各項によるほか、街路灯への広告物の掲出、掲載についての基準は、別添「商店街街路灯に添架する広告旗表示ガイドライン」（平成22年6月1日施行、平成23年5月27日改正）を適用する。

5 広告料収入の充当

街路灯への広告掲出によって得た収入は、街路灯の整備、維持管理費に充当するとともに、収支状況の透明性について、他の道路利用者の理解が得られるよう配慮する。

6 審査依頼等の手続き

(1) 街路灯への広告掲出を行おうとする商店街（会）は、別記1の「街路灯への広告掲出に関する審査依頼書」に必要書類を添えて、街路灯への広告掲出に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出し審査を受けるものとする。

- (2) 審査委員会は、前号に規定する依頼があったときは、内容その他必要事項について審査し、この基準に適合していると認めた場合は、別記2の「審査済み証」及び別途「商店街街路灯へ添架する広告旗表示自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を交付するものとする。
- (3) 商店街（会）が道路占用許可申請若しくは屋外広告物許可申請を行う場合は、前号により交付を受けた「報告書」を添付のうえ申請するものとする。
- (4) 第1号に規定する審査委員会に要する費用及び第3号に規定する各申請並びに道路使用許可申請に要する費用は、街路灯への広告掲出を行おうとする商店街（会）が負担するものとする。
ただし、審査委員会に要する費用は別に定める。
- (5) 第1号に規定する街路灯への広告掲出に関する審査依頼書に関し、次の変更が生じたときは、速やかに別記3の「街路灯への広告掲出に関する変更届」を提出するものとする。
 - ア 掲出予定場所を変更するとき。
 - イ 掲出予定数量を変更するとき。
 - ウ 掲出予定期間を変更するとき。

7 審査委員会

審査委員会について必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年9月19日から施行する。

平成 年 月 日

街路灯への広告掲出に関する審査依頼書

街路灯への広告掲出に関する審査委員会あて

依頼者 住 所

名 称

代表者

印

連絡先 ☎

当商店街（会）所有の街路灯への広告掲出にあたり、街路灯への広告掲出に関する基準を遵守し、広告物の適否について審査を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり依頼します。

1. 広告主
2. 掲出場所 川崎市 区
3. 掲出数量 街路灯 本 ・ バナー 枚
4. 掲出期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. 広告掲出料 バナー1枚/月 円

※添付書類

- ①広告主の事業概要
- ②広告物の掲出場所、位置を示した案内図、位置図
- ③広告物の内容
- ④街路灯の立面図及び広告物のデザイン、寸法、材質等を示した図面
* 広告物に使用する色、色の相関関係（明度・彩度）、面積比率、路面からの高さ等を表示したもの。
- ⑤環境との調和についての考え方
- ⑥その他、審査にあたって必要とするもの。

別記 2

審 査 済 み 証

(依頼者) 様

平成 年 月 日付で依頼のあった街路灯への広告掲出について
審査した結果、街路灯への広告掲出に関する基準に適合していることを証し
ます。

広 告 主 :

掲出予定場所 : 川崎市 区

掲出予定数量 : 街路灯 本 ・ バナー 枚

掲出予定期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

(街路灯への広告掲出に関する審査委員会)
一般社団法人川崎市商店街連合会
会 長 名 印

平成 年 月 日

街路灯への広告掲出に関する変更届

街路灯への広告掲出に関する審査委員会（川崎市商店街連合会連事務局）あて

届出者 住 所

名 称

代表者

印

連絡者

連絡先 ☎

さきに審査を受けた街路灯への広告掲出にあたり、次のとおり変更したいので届出します。

■ 広 告 主

□ 掲出予定場所 変更前 川崎市 区
変更後 川崎市 区

□ 掲出予定数量 変更前 街路灯 本 ・ バナー 枚
変更後 街路灯 本 ・ バナー 枚

□ 掲出予定期間 変更前 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで
変更後 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

※掲出予定場所・数量の変更については、掲出場所、位置を示した案内図、位置図を添付してください。

街路灯への広告掲出に関する審査委員会に要する費用規程

街路灯への広告掲出に関する取扱基準6の審査依頼等の手続き（4）のただし書きに規定する審査委員会に要する費用について、次のとおり定める。

1. 審査委員会に要する費用は、審査委員謝金並びに事務手数料とする。
2. 審査委員会に要する費用は、次の金額とする。
 - (1) 会員の場合 15,000円／1件・1商店街（会）
 - (2) 非会員の場合 30,000円／1件・1商店街（会）
3. 審査は1件・1デザインとし、複数の異なるデザインを審査する場合は、その数に乗じて算出した金額とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。